令和4年度	ま あ さ	ぎり田	丁議:	会 第	3 回会	議会	議	録	(第	6号	;)	
招集年月日	令和4年7月26日											
招集の場所	あさぎり町議会議場											
開閉会日時	開議	令和4年7月26日 -			午前10時0	議	長	徳 永 正			三道	
及び宣告	散会	令和4年7月26日 <i>生</i>			午前11時1	議	長	徳 永 正			: 道	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員	議 席 号	氏		名	出欠等 の 別		新 子	氏		į	名	出欠等 の 別
	1	小名	分 節	雄	0	8		山	口	和	幸	0
	2	岩 2	▼ 恭	典	0	9		永	井	英	治	0
出 席 14名	3	難	支 文	美	0	10		皆	越	てる	子	0
欠 席 0名	4	加賀山	山瑞	聿子	0	1 1		小見	L田	和	行	0
○ 出席 △ 欠席	5	橋っ	*	誠	0	1 2		溝		峰	男	0
×不応招	6	小上	出高	明	0	1 3		森	岡		勉	Δ
	7	豊方	ì 喜	_	0	1 4		徳	永	正	道	0
議事録署名議員	4番 加賀山 瑞津子 5番 橋 本 誠											
出席した議会書記	事務局:	長 山	本 袖	古 二	事務	局書記	丸	Щ	修	<u> </u>		
	職	名 氏		名	出欠等の 別	職	名	氏			名	出欠等 の 別
	町	長尾	鷹 -	一範	0	教育	手	米	良	隆	夫	0
地方自治法第121	デジタル政 審 議 !	策 中	野	谷 登	0	教育	課長	山	П	宏	子	0
条により説明のため出席した者の職 氏名	総務課	長 山	内	悟	0	健康担課	推進 長	大	藪	哲	夫	0
	企画政策 井	策 売 荒	川 詢	成一	0	商工行課	観光 長	深	水	昌	彦	0
出席	財政課	長 田	中作	申明	0	上下注課	水道 長	鬼	塚	拓	夫	0
欠席 ×	生活福祉課	強 蓑	田光	軍幸	0							
議事日程	別紙の	別紙のとおり										
会議に付した事件	別紙のとおり											

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第17号 第2次あさぎり町総合計画基本構想及び第2次あさぎり町総合計画後期基本計画の変更について
- 日程第 3 議案第18号 あさぎり町ハラスメントの疑いに関する第三者調査委員会設置条例の制定について
- 日程第 4 議案第19号 あさぎり町学校給食センター配送車輛の買入れについて
- 日程第 5 議案第20号 吉井・今村浄水場間送水管布設工事 (1工区) 請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第21号 須恵送水ポンプ場整備工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第22号 令和4年度あさぎり町一般会計補正予算(第3号)について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第17号 第2次あさぎり町総合計画基本構想及び第2次あさぎり町総合計画後期基本計画の変更について
- 日程第 3 議案第18号 あさぎり町ハラスメントの疑いに関する第三者調査委員会設置条例の制定について
- 日程第 4 議案第19号 あさぎり町学校給食センター配送車輛の買入れについて
- 日程第 5 議案第20号 吉井・今村浄水場間送水管布設工事 (1工区) 請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第21号 須恵送水ポンプ場整備工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第22号 令和4年度あさぎり町一般会計補正予算(第3号)について

午前10時00分 開 会

- ●議会事務局長(山本 祐二君) 御起立ください。礼。おはようございます。着席ください。
- ◎議長(徳永 正道君) ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、令和4年度あさぎり町議会第3回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長(徳永 正道君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、加賀山瑞津子議員、5番、橋本誠議員を指名します。

日程第2 議案第17号

- **◎議長(徳永 正道君**) 日程第2、議案第17号、第2次あさぎり町総合計画基本構想及び第2次あさぎり 町総合計画後期基本計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第17号、第2次あさぎり町総合計画基本構想及び第2次あさぎり町総合計画 後期基本基本計画の変更について提案いたします。提案理由を申し上げます。町長選挙により示される町民 の意思を総合計画に反映するため、次期あさぎり町総合計画の始期を令和6年度とする予定である。このこ とに伴い、総合計画に基づく町政運営の継続性を担保するため、第2次あさぎり町総合計画基本構想及び第

2次あさぎり町総合計画後期基本計画における計画期間を変更する必要がある。よって、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を定める条例、第2条第1号及び第2号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

- ◎議長(徳永 正道君) 荒川企画政策課長。
- ●企画政策課長(荒川 誠一君) それでは、議案第17号につきまして説明いたします。第2次あさぎり町総合計画基本構想及び第2次あさぎり町総合計画後期基本計画の変更につきまして、変更の趣旨、内容につきましては、令和5年4月からの町長の任期を踏まえまして、また、新型コロナウイルス、感染症の影響などを考慮し、第三次総合計画の初年度を、令和6年度として、策定したいことから、第2次総合計画基本構想の平成25年度から平成34年度までの10年間と、第2次総合計画後期基本計画の平成30年度から平成34年度までの5年間を、それぞれ1年延長し、令和5年度までと変更するものです。延長の方法につきましては、約半数の施策指標につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響が見られること。まちづくりの大きな方向性は変わらないことから、アフターコロナを見据えた新たなまちづくりは、次期総合計画策定の中で、町民や議員の皆様と共に描いていきたいことから、計画期間のみの延長とさせていただくものです。以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。
- **◎議長(徳永 正道君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。ないですか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第18号

- **◎議長(徳永 正道君**) 日程第3、議案第18号、あさぎり町ハラスメントの疑いに関する第三者調査委員会設置条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第18号あさぎり町ハラスメントの疑いに関する第三者調査委員会設置条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。令和3年11月12日付で辞職した前副町長に対する町長からのハラスメントの疑い等に関して、議会からの申立てにより、専門的な知見を持つ第三者による公正中立な立場から、調査等を行うため、本条例を制定する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 山内総務課長。
- ●総務課長(山内 悟君) それでは、議案第18号につきまして御説明申し上げます。2ページをお願いします。第1条、設置につきましてこの条例は、町長からの、前副町長に対する、ハラスメントの疑いなどに関して、議会からの申立てにより、専門的な知見を持つ第三者による公正中立な立場から、調査等を行うため、あさぎり町ハラスメントの疑いに関する第三者調査委員会を設置するものでございます。第2条、所掌事務でございますが調査委員会は町長の諮問に応じ、本件事案に係る事実関係の解明に関することについて、

独立して、調査、検証及び審議し、その結果を町長と議長に答申するとしております。第3条、組織では調査委員会の委員の定数は4人以内とし、町長と議長が選考し、町長が委嘱するとしております。第4条では委員の任期、それから、第5条では委員長について定めております。次に3ページをお願いいたします。第6条では、会議について定め第4項において会議を非公開とし、議事録については作成するが、公表しないとし、第5項では、委員長は必要があると認める時は、委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聞き、または、資料の提出を求めることができるとしております。第7条では、秘密保持などについて定めております。第8条では、委員の報酬及び費用弁償について定めており、委員の報酬は、日額2万円としています。第2項では、委員以外の者が出席したときの費用弁償について定めています。第9条では、庶務として調査委員会の庶務は総務課において処理するとしております。第10条ではその他について定めています。次に、4ページをお願いいたします。最後に、附則としまして施行期日は公布の日から施行する。また、この条例は第2条の規定による所掌事務が終結した日限り、その効力を失うとしております。以上で説明を終わります。

- ◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。溝口議員。
- ○議員(12番 溝口 峰男君) はい。全協等でも、申し上げてきたわけでありますが、この条例の中に答申の期日等を入れるべきではないのかという話もしてまいりましたが、入っておりませんが、基本的には調査委員会の答申というのはいつ頃を考えて、調査委員会にお願いされる考えなのか。それが1点と、ハラスメントに関し識見を有する者という、あります。これにつきましては、説明があっておりますが再度、お伺いしたいと思います。
- ◎議長(徳永 正道君) 山内総務課長。
- ●総務課長(山内 悟君) はい。調査委員会の答申の期日につきましては、ここに条例の中には書いておりませんが、委嘱、調査委員会の委員をですね、委嘱する場合に、町長と議長が選考し町長が委嘱するというふうに書いておりますが、その中で、今後補正予算でも、説明いたしますけども回数的には8回ということで、年度内を見込んでおります。ただ、調査委員会に委ねるということですので、お願いはしていくということになろうかと思います。それから、調査委員の委員の構成ですが、第3条で4人以内ということで、書いております。内訳としましては弁護士が2名、それから、臨床心理士が1名、それから、社会保険労務士1名と、一応4名を想定しておるところでございます。
- ◎議長(徳永 正道君) いいですか。ほかにございませんか。小谷議員。
- ○議員(1番 小谷 節雄君) はい。本条例個別の事案に特化した条例という作りになっておりますが、この案件が、一般質問等で具体的にこの会、議場の中で出てきて、そのあといろんな情勢を聞いてる範囲では、一方の当事者である。具体的にって言いますか、言いますけど前副町長は、こういった第三者委員会等への協力と申しますか、出席と申しますか、そういったものには、余り前向きでないというような話もまあ決まった話では私聞いておりますが、仮にそういった場合に、この特別委員、調査委員会が、機能しない、あるいは、機能しないと申しますか、当事者の、証言あるいは説明等々が、把握出来ないそういった状況に陥るんじゃないかというようなことを危惧しておりますが、そういった場合に結果的に調査委員会の調査が、何ですかね、きちんとした答申が出ないことが可能性としてあるというふうに私は思っております。その件について、今後、この後、委員会を設置するに当たりまして、その付近の見解と申しますか見通しと申しますか、その付近について、現時点での、御見解をいただければと思います。
- ◎議長(徳永 正道君) 山内総務課長。
- ●総務課長(山内 悟君) はい、この件はですね、第三調査委員会の調査の仕方にこう、よってくるという

ことで当然は当事者の方についても、聞き取りなりはされるかと思います。ただそこでそこでの協力が得られるかどうかというのは、まだはっきりと分からないところでございます。ただ、この案件の中でもそれに関してのですね、どういうふうな、本人以外の方の聞き取り、またそういうものも考えられるということで、それは第三者調査委員会のほうの調査の仕方に、よって進んでいくものと思われます。ただ最終的には当事者が、調査についての協力等についてまだ分かりませんけども、最後の答申までが、出るかどうかというものはちょっとまだ、不確定な部分もあるというふうには思います。

◎議長(徳永 正道君) いいですか。ほかにございませんか。いいですかね。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第19号

- ◎議長(徳永 正道君) 日程第4、議案第19号、あさぎり町学校給食センター、配送車両の買入れについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第19号、あさぎり町学校給食センター配送車両の買入れについて提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町学校給食センター配送車両の買入れについて、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の収得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 山口教育課長。
- ●教育課長(山口 宏子さん) それでは、議案第19号について、御説明いたします。あさぎり町学校給食センター配送車両の、買入れについてです。買入れ物件は、1、に記載しています。普通貨物2トン車架装車両1台を購入するものです。小中学校へ給食を配送する専用車になります。2、納入場所は、あさぎり町学校給食センターです。3、買入れ価格は税込み価格816万2,000円です。4、契約の相手方は、あさぎり町免田東2684番地207、株式会社中山自動車サービス、代表取締役、中山政勝。5、契約の方法は、6月15日に指名競争入札を行いました。納期限は令和5年3月3日を予定しております。以上で説明終わります。
- **◎議長(徳永 正道君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) 11番です。全協でもちょっとお伺いいたしましたけど、給食、配送車の納入につきまして、下取り車があって下取り車は相殺しての買入れ価格だということで伺っておりますけど、総計予算主義という予算の原則を守らないというか、例外としてでしょうけどその辺について法的根拠があれば財政課のほうから、御説明をいただければと思います。またそれからこれについて仮に相殺した場合の買入れ価格が、財産台帳等に記載される価格にどのように影響するのか。また今後、新たな公会計を進めるに当たって、この場合取引が二つあると思うんですけど、その場合の歳入・歳出についても、今後は改めていく必要があろうと思いますけど、これについて、今どのように考えているか。それについて、お尋ね

いたします。

- ◎議長(徳永 正道君) 田中財政課長。
- はい、総計予算主義の原則という御質問ですが、これは歳入、歳出、それぞ ●財政課長(田中 伸明君) れ、相殺をすることなく、歳入歳出予算に計上しなければならないと、地方自治法で規定されたものでござ いまして、この債権予算主義の原則につきましては、契約等によって、町に債権または債務、それぞれが発 生した場合において適用されるということになってございます。今回の下取りを伴う物品購入の契約につき ましては、購入する車につきましては、町にその代金を支払う債務が発生いたしますが、下取りの価格を町 が収入すべき債権というのは発生しないということから、この総計予算主義の適用は受けないということに なっております。またこの下取り契約ですけれども、民法では、交換ということに当たるということで、こ の交換を行うには、条例または議会の議決が必要ということが、地方自治法でうたわれております。あさぎ り町の場合におきましては、条例に、物品の交換という規定を設けておりますので、その規定によって今回 の契約を行っているということでございます。その場合には下取り価格を相殺した金額ですね、これを、歳 入予算の失礼しました歳出予算の備品購入費に計上して、支出をすればいいということになっているところ でございます。それから、2点目の公会計上の固定資産台帳の整理でございますが、これ以前議員から御指 摘も受けておりましたので、県のほうにも確認をいたしまして、以前は、下取り価格を相殺した金額で、固 定資産台帳のほうに記入をしておりましたけれども、これについては、下取りを相殺する前の価格をもって、 取得原価とするということでしたので、そういったふうに改めまして、今回の給食車についても、下取り車 を相殺する前の価格で、固定資産台帳には上げることになると考えております。それからこの公会計と総計 予算主義の関連ですが、公会計が既に始まっておりまして、総計予算主義の原則と先ほど申しました、債権 債務、それぞれの考え方、これにつきましてはまだ、現行のままで、何も改正等は、私どもは把握しており ませんので、そういった情報が参りましたら、また、適切に対応していきたいと考えております。以上でご ざいます。

◎議長(徳永 正道君) 小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) ちなみにこれ相殺してある関係上、新車の価格というのと下取り車の価格というのが、全くこちら見えないわけであって、下取り車に対して普通の会計上行きますと、譲渡益なのか譲渡損なのかも分からない。それについての公開、公表というのは、この場では出来ないものですか。

◎議長(徳永 正道君) 田中財政課長。

●財政課長(田中 伸明君) はい、公会計上の処理におきましては先ほど申しましたように、購入した車については、下取り価格を相殺する前の価格で処理をいたします。下取りをした売却した車ですね、それにつきましては、これその残存価値、通常は耐用年数を大幅に経過しておりますので、1円が残っているという状態ですが、その売却した価格が1円よりも、安かった場合、これは売却損ということで上がってまいりまして、その1円よりも、高かった場合、下取り価格が高かった場合は、売却益ということで公会計上は処理するということになっているようでございます。

◎議長(徳永 正道君) 小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) 私がお尋ねしたいのは、やはり相殺している関係上、下取り価格は、幾らだったのか。そういう、それと、本来であるならこの車、非常に高額ではございますけど、その下取りといっても全然その辺のところが影響せずに、ただ新車価格、車自体の、その車自体の値段がどれぐらいかもう分からないわけですね。それについては執行部、まず、契約された側の、町当局としてはその価格の把握は出来ておるのかということ。さっきお尋ねしたとこでございますけど。

◎議長(徳永 正道君) 田中財政課長。

- ●財政課長(田中 伸明君) すいません。失礼いたしました。下取り価格につきましてはですね、入札の折に、明細をいただきますので、落札された業者から明細をいただきますので、その下取り価格が幾らだったかというのは、把握ができるようになっております。その価格をもって下取りした車は売却したと。いうことで処理をするということになっております。
- ◎議長(徳永 正道君) ほかにございませんか。ありませんか。財政課長。小見田議員の質問は、この場ではその下取り価格は言えないのかというような趣旨の質問だったと思いますが。山口教育課長。
- ●教育課長(山口 宏子さん) はい。下取り価格は、入札時に、添付してあります資料のほうに載っておりましたけれども、資料をお持ちしておりませんので、後ほど、金額はお伝えしたいと思います。
- ◎議長(徳永 正道君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第20号

- ◎議長(徳永 正道君) 日程第5、議案第20号、吉井今村浄水場間送水管布設工事、1工区、請負契約の 締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第20号、吉井、今村浄水場間送水管布設工事、括弧第1工区、請負契約の提携について、提案いたします。提案理由を申し上げます。吉井、今村浄水場間送水管布設工事、括弧1、閉じ括弧、請負契約の締結について。あさぎり町の議会の議決に付すべき契約及び財産の収得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 鬼塚上下水道課長。
- ●上下水道課長(鬼塚 拓夫君) それでは、議案第20号につきまして御説明いたします。令和4年7月13日開催の指名競争入札によりまして、吉井今村浄水場間送水管布設工事1工区の請負契約を締結するため、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。1、工事名、吉井今村浄水場間送水管布設工事1工区、2、工事内容、送水管布設工、添架管架設工、舗装復旧工、3工事場所、球磨郡あさぎり町免田東地内。4、契約金額、5、786万円。5、契約の相手方、球磨郡あさぎり町免田東1772番地、青木建設株式会社代表取締役、滿石良彦。この工事につきましては、あさぎり町水道施設再編整備計画に基づき実施するもので、吉井浄水場から今村浄水場までの送水管布設工事の一部となります。工期につきましては、契約の日から令和5年2月末日までを予定しております。以上で説明を終わります。
- **◎議長(徳永 正道君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第21号

- ◎議長(徳永 正道君) 日程第6、議案第21号、須恵送水ポンプ場整備工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第21号、須恵送水ポンプ場整備工事請負契約の提携について提案いたします。須恵送水ポンプ場整備工事請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の収得または処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 鬼塚上下水道課長。
- ●上下水道課長(鬼塚 拓夫君) はい。それでは、議案第21号につきまして御説明いたします。令和4年7月13日開催の指名競争入札によりまして、須恵送水ポンプ場整備工事の請負契約を締結するため、あさぎり町議会の議決に議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。1、工事名、須恵送水ポンプ場整備工事、2、工事内容、送水ポンプ場築造、ポンプ井築造、流量計室築造ほか、3、工事場所、球磨郡あさぎり町須恵地内。4、契約金額、9、570万円。5、契約の相手方、球磨郡あさぎり町免田東1772番地、青木建設株式会社代表取締役、滿石良彦。この工事は、あさぎり町水道施設再編整備計画に基づき実施するもので、吉井浄水場から送水された上水を須恵中央校区配水地まで送水する施設となっております。令和4年度と令和5年度の2か年で整備を予定しておりますが、本年度分の工期につきましては、契約の日から令和5年に2月末日までを予定しております。以上で説明を終わります。
- ◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- **◎議長(徳永 正道君)** 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。 (「なし」の声あり)
- **◎議長(徳永 正道君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第22号

- **◎議長(徳永 正道君)** 日程第7、議案第22号、令和4年度あさぎり町─般会計補正予算第3号について を議題とします提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第22号、令和4年度あさぎり町一般会計補正予算括弧第3号閉じ括弧について提案いたします。令和4年度あさぎり町の一般会計補正予算括弧第3号閉じ括弧は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,731万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億7,582万2,000円とするものでございます。詳細に

つきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいた します。

◎議長(徳永 正道君) 田中財政課長。

●財政課長(田中 伸明君) はい。それでは議案第22号について御説明いたします。2ページの続きを読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。7ページをお願いいたします。歳入です。1番上の枠の目1地方交付税ですが、今回の補正の財源調整を普通交付税で行うものでございます。財政課所管分につきましては、以上でございます。

◎議長(徳永 正道君) 山内総務課長。

それでは、総務課所管分の説明を申し上げます。歳出、8ページをお願いしま ●総務課長(山内 悟君) す。まず、今回の補正では、給与費の補正としまして特別職では、ハラスメント疑い関連の第三者調査委員 会委員の報酬を補正しております。一般職の給与につきましては、関連する所管課で所要額を補正するもの でございます。後ほど各課所管課において説明する、時間外手当や会計年度任用職員の給与費とあわせ、今 回の補正総額の補正後補正前の額は、11ページからの給与費明細に示すものでございます。それでは総務 課所管分を説明いたします。8ページ、最上段、1枠目の目1一般管理費、節1、第三者調査委員会報酬は、 委員4名について委員会8回の開催を見込み計上するものでございます。その下節3、職員手当等は、第三 者調査委員会開催に係る職員の時間外手当を計上するものでございます。その下節8、旅費の費用弁償は調 査委員会委員等の費用弁償でございます。その下、節12委託料は、第三者調査委員会の会議録作成の業務 委託料を計上するものでございます。なお財源内訳で国県支出金、1万円を計上しておりますが、これは次 の9ページの3枠目、目8、スマートウェルネスシティー事業費の会計年度任用職員の雇用保険料につきま して、総務費の一般管理費にて一括して予算措置し支出するため、その財源となります、地方創生臨時交付 金を、財源更正として計上しているものでございます。次に給与費明細を説明申し上げます。11ページを お願いいたします。まず、特別職におきましては、総務課にて第三者調査委員会委員の報酬の増額補正を行 っております。このことから総額は、各表の比較の欄に示しており、また、補正後補正前の額は各欄のとお りでございます。次に一般職の給与費について説明いたします。次の12ページをお願いいたします。一般 職におきましては総務課で時間外手当を補正するものでございます。次に、13ページをお願いいたします。 会計年度任用職員では地域おこし協力隊員分や健康推進課で任用する職員の給与費を補正しております。今 回の補正の総額は、各表の比較の欄に示すとおりであり補正により補正後補正前の額は各欄各段のとおりで ございます。次に14ページをお願いいたします。今回の補正の増減額の明細でございますが、今回の補正 は、時間外手当によるものであることから、その事由はその他の増減分に区分するものでございます。以上 で総務課所管分について説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 荒川企画政策課長。

●企画政策課長(荒川 誠一君) それでは企画政策課所管分について説明いたします。7ページをお願いいたします。歳入からです。2枠目、目1総務費国庫補助金、節4地方創生臨時交付金は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等、補助金ほか、14事業の歳入を計上しております。3枠目の目4雑入、節1雑入ですが、特別定額給付金の返還の申出がありましたので、返還金を計上しております。8ページをお願いいたします。歳出です。上から2番目の枠で目7、企画振興費、節18、負担金補助及び交付金ですが、新型コロナ対策、地域公共交通事業者、支援交付金といたしまして、地方創生臨時交付金を活用し、くま川鉄道及び町内タクシー事業者へ燃油高騰対策支援といたしまして、交付するものです。その下、目8電子計算費、節17備品購入費ですが、新型コロナウイルス感染対策としまして、Web会議での会議、研修等に対応するため、各

課のグループ長及び課の職員用タブレットを、地方創生臨時交付金を活用し購入するものです。次の目19、地域おこし協力隊費、節12、委託料ですが、地域おこし協力隊員をホームページ等により、募集しておりますが、応募がありませんので、募集要件にマッチした人材を使うとするサービスを利用するための業務委託料を計上するものです。次の目24、特別定額給付金、給付事業費、節22、償還金利子及び割引料ですが、返還の申出がありましたので、県に返還するための予算を計上しております。以上で、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長(蓑田 輝幸君) はい。それでは、生活福祉課所管分の補正予算について説明いたします。 9ページをお願いいたします。歳出になります。1枠目、目1社会福祉総務費、節18負担金補助及び交付金でございますが、社会福祉協議会事業費補助金として、交付金を活用しまして、社会福祉協議会が実施しております、御近所支え合いネットワーク事業におきまして、世代間交流や子供の居場所づくりを行う、行っております。行政区や行政区を越えて活動されております団体に対し、1事業当たり1万円を補助するものでございます。活動を把握しております。11行政区、3団体分の17万円でございますが、それぞれ行政区におきましては、活動回数が異なりますのでその分を加算した額を計上しております。コロナ禍において、活動が自粛されている中、支援を行うことで、今後の活動を活発化させることを目的としております。続きまして、2枠目となります。目1、救護施設総務費、節14工事請負費でございますが、新型コロナ感染拡大防止対策の交付金を活用しまして、救護施設の小便器及び大便器を、自動流水、自動開閉化することで感染予防するもので、小便器7基、大便器20基を改修するものでございます。その下、節17の備品購入費は、同じく感染、拡大防止対策の交付金を活用しまして、医薬品や食料品、生活用具等を保管する倉庫2基を購入するものでございます。以上、生活福祉課所管分の補正予算について説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 大藪健康推進課長。

●健康推進課長(大藪 哲夫君) はい。それでは、健康推進課所管分を御説明いたします。7ページをお願 いいたします。歳入です。2枠目の目3、衛生費国庫補助金の新型コロナウイルス接種体制確保事業補助金 は、歳出で説明いたします、コロナワクチン接種業務に必要な経費分を補助金として受け入れるものです。 8ページをお願いいたします。歳出です。目19地域おこし協力隊費の節1報酬、節3職員手当等、節4共 済費、節8旅費、節13使用料及び賃借料の減額は、地域おこし協力隊を6月から雇用し、健康運動教室関 係の業務に当たってもらうように、募集しておりましたが、応募がなかったため、6月、7月の2月分を減 額するものです。なお引き続き募集を行っております。9ページをお願いいたします。1番下の枠の目1保 健衛生総務費、節10需用費の消耗品費の増額は、新型コロナウイルス感染防止対策で役場内でのクラスタ 一防止策として、職員が濃厚接触者や感染者となった場合における、ほかの職員が感染していないかを確認 するための抗原検査キットの購入と長時間の窓口業務や戸別訪問業務における、交換用のマスク、ゴム手袋 の購入費用分となります。目6、予防接種事業費、節12委託料の駐車場誘導整理業務委託料は、新型コロ ナワクチン接種の4回目を深田地区のせきれい館で行っておりますが、駐車場が狭いために駐車場内の誘導 員が必要なことから、その費用を総額するものです。目8スマートウェルネスシティー事業費の節1報酬、 節3職員手当等、節4共済費、節8旅費の増額は、地域おこし協力隊の応募がないため協力隊にお願いする 予定としていた事務を職員が対応しております。職員の負担が大きくなってきていることから、その補助を お願いするため、会計年度任用職員の8月から3月までの分の費用を増額するものです。目9保健センター 管理費、節12委託料の設計委託料と節14工事請負費は、免田保健センターのシーリングファンの工事の 予算を6月に補正でお願いいたしましたが、あわせて空調設備の更新も同時に行うことで、臨時交付金の対 象となることから、空調設備の更新のための設計委託料と工事請負費を増額するものです。節17備品購入

費は、デジタル温度計の購入費用として増額するものです。母子関係の3か月健診から5歳児学級まで各種を行っておりますが、そのときに、離乳食やおやつ等を保護者と一緒に手作りしております。その調理したものの温度管理をすることで、新型コロナウイルスの不活性化を確認するもののため購入するものです。以上健康推進課所管分の説明を終わります。

- ◎議長(徳永 正道君) 深水商工観光課長。
- ●商工観光課長(深水 昌彦君) はい。それでは、商工観光課所管分について説明申し上げます。10ページになります。歳出です。1枠目、目1商工総務費、節18負担金補助及び交付金につきましては、10月に開催を予定しております、イベントの笑祭への補助金と、その下、商工業制度、資金信用保証料補助金につきまして限度額30万円の10件分を計上しております。続きまして、目2商工施設費、節10需用費につきましては感染防止対策としまして、アクリルパーテーションの購入費を計上させていただいております。節17備品購入費につきましては、パーテーションの台と外国語翻訳機について、計上させていただいております。商工観光課所管につきましては以上です。
- ◎議長(徳永 正道君) 山口教育課長。
- ●教育課長(山口 宏子さん) それでは、教育課所管分を御説明いたします。10ページをお願いします。 歳出になります。2枠目、目1学校管理費、節14工事請負費の増額につきましては、コロナ禍で、町内小学校では満の回避のため、分散集会や個別会議室として、音楽室等を利用する頻度が高くなっております。 そのため、空調が設置されていない音楽室等へ地方創生臨時交付金を活用しまして、空調設備を設置するものです。3枠目、目1給食センター運営費、節10需用費の修繕料は、学校給食センターの突発的な修繕対応として予定しておりました当初予算では不足をいたししますので、増額補正をするものです。以上で教育課所管分の説明を終わります。
- **◎議長(徳永 正道君)** 以上で終わりですかね。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。橋本議員。
- **〇議員**(**5番 橋本 誠君**) 5番、橋本です。10ページの教育費の学校管理費の中の工事請負費が3,500万円ありますが、地方創生、臨時創生基金を使って、音楽室等のということですが、このか所は何か所かあるの、分かれば教えてください。
- ◎議長(徳永 正道君) 山口教育課長。
- ●教育課長(山口 宏子さん) はい、現在、設置か所につきましては、4校、6か所に設置する予定です。
- ◎議長(徳永 正道君) 橋本議員。
- **○議員(5番 橋本 誠君)** えーの4校はですね、どことどことどこと、と場所はどこの場所かというのを教えてください。
- ◎議長(徳永 正道君) 山口教育課長。
- ●教育課長(山口 宏子さん) はい。上小が2か所、岡小が1か所、須恵小が1か所、深小が2か所になります。上小につきましては音楽室とイングリッシュルーム、岡原小学校は音楽室、須恵小学校も音楽室、深田小学校が音楽室と図工室となっております。
- ◎議長(徳永 正道君) ほかにございませんか。皆越議員。
- ○議員(10番 皆越 てる子さん) はい。10番皆越です。9ページの中にですね、御近所支え合い世代 交流事業というようなことで、コロナ交付金を活用したというようなことでございます。でですね、7月の 19日の全協の折にですね、予算として、ぼつ4項目を掲げておられました。食材費、給食代等で実績に応 じて、1行事当たり1万円までを助成する。母推で年間1式、行政区2行事2万円までを助成するというよ うなことでございましたけども、ぼつの、あと二つについてはですね、この14万と、3万円というような

ことで、この補正予算が17万円計上されております。ぼつ1ぼつ2はですね、新規にされるところについては、もうやらないということで、このぼつ3ぼつ4については、17万円計上されておりますので、新規についてはこれはやらないというようなことで、このぼつ1ぼつ2にはですね、これは説明の中に加えなくてもよかったのではないかなという、考えでおりますが、それかまあ当初予算にですね。これを計上したされておるか、私もちょっと確認不足ですけどもその辺のところの御説明をお願いします。

- ◎議長(徳永 正道君) 蓑田生活福祉課長。
- ●生活福祉課長(蓑田 輝幸君) はい、この予算17万円に関しましては、今、生活福祉課のほうで社会福祉協議会を通じまして、過去に活動があったところ、の把握をしたものを、予算化しております。今後、新しく、このような事業、このような交流世代間交流等をですね、行いたいという、行政区等がございましたら、そのときにはまた、その中で対応していきたいというふうに考えております。
- ◎議長(徳永 正道君) 皆越議員。
- 〇議員(10番 皆越 てる子さん) ですね。この17万円プラス、私 α で、この食材費、給食代でこのぼ つ1ぼつ2をですね、1万円までを助成する、1行政区2行事2万円までを助成するということであれば、17万円プラスアルファが出てきてもいいんじゃないかなというようなことで考えておりましたので、だか らもう、これぼつ1ぼつ2は書かなくてもよかったのではないかな、そういう考えでおりますけど、その辺 のところの御説明をお願いします。
- ◎議長(徳永 正道君) 蓑田生活福祉課長。
- ●生活福祉課長(蓑田 輝幸君) はい。まあ予算につきましては、現在把握しているものの予算を計上する上での根拠的な数字が必要でございますので、今の生活福祉課で把握しております11行政区、3団体ということでの計上をさせていただいているところでございます。
- ◎議長(徳永 正道君) いいですか。はい、ほかにございませんか。小谷議員。
- ○議員(1番 小谷 節雄君) はい。8ページの一般管理費ございますが、先ほど可決された第三者委員会 の関連の経費というふうに説明ございました。この中で委託料です。会議録作成、業務委託、会議録は業務 委託をされる。職員手当が計上されている。庶務は、総務課が行うというふうに条例なっております。条例 の6条4項ですかね、会議録は公表しない。この前の全協等での御説明では、会議録作成の職員は関わらな いというのは、説明があったと思います。調査委員会にも会議にも職員が参加しない。結局庶務として、職 員が関わるのはどういう形でかかわれるのか、のがちょっとイメージがよく私分からないんですよ。ここで 確認したいのは、会議録の業務も作成業務も業務委託をされる。作成、そしてその結果は公表しない。職員 も見ない。見れない。そういうふうな説明だったというふうに私は理解してるんですが、それでこの予算は、 予算措置はこういう形になっている。時間外勤務手当がある。職員さんは第三者委員会の庶務という表現を する。その要するに事務処理、どういう形で関わられるか。私が言いたいのは、その秘密保持と申しますか、 どこまで業務に関わってその内容に接することができる人間が、職員を含めてどうなっているのかですね。 ちょっと私どもこの付近がよくうまく理解出来ません。今回の予算措置も含めて。これ全協等でも議論があ ってたと思いますが、会議録を作成するが公表しない。町長も確か見られないというふうにおっしゃったよ うな気がするんですが、その付近のちょっと今後の予算費の予算措置とそういう何ですかね守秘義務の委員 さん以外のですね。職員さん含めて誰がどういうふうに関わるのかの御説明をいただければ大変ありがたい です。もう1点です。その下の19の地域おこし協力隊の委託料。この業務委託料につきましては、もうこ れはもうシンプルに特別交付税の対象になるのかならないのかだけの確認をお願いをしたいと思います。そ れからもう1点、お願いいたします。10ページ、商工総務費の地域イベント補助金、笑祭のことで、今、 御承知のとおり、コロナの第7波。こういった状況の中で、イベントに対する考え方の整理が必要だと思い

ますが、現時点で予算を、予算措置をする準備を進めていかれるということだろうと思いますが、前回の全協の中で、その最終判断2週間前にされるというふうにおっしゃったと思うんですよ。2週間前に、イベントの判断、どうなんだろうかなというような気がちょっと私、思ってますが、その日の2週間前の根拠と申しますか考え方についてですね、お尋ねをしたいと思います。ちなみにこの2週間前に仮に中止と、あくまでも仮定ですが中止となった場合に、それまでに使用した経費については、国の交付金対象になるのかならないのか、そこらも含めて御説明をいただければと思います。以上3点お願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 山内総務課長。

- ●総務課長(山内 悟君) はい。まず第1点目のハラスメント疑いに関する第三者調査委員会の設置についての、庶務、なんかをどこまでこう関わるのかということでございますが、庶務につきましては条例の中で書いております。総務課において行うということで、会議の開催につきましてはですね、時間外に行われるのか、また、時間内に開催されるのか、それを調査委員会のほうに委ねると。いうことでございますので、今回の時間外については時間外に行われたときの分を計上しておりますが、委員会につきましては庶務につきましては会議の中には入りませんが、会議の冒頭、それから終わりですね、終わりまでは当然、外で待機するという形になろうかと思います。会議自体は録音をされ、するようにしておりまして、それを翻訳の業者のほうに、渡して会議録を作成すると。いう形になります。でその会議録自体も当然、部外には公表しないと。いうことで、庶務については、会議の冒頭から外に出て、最後までおるということと、次回のですね、日程調整につきましても、そこで調整をするということもございますのでそういう庶務について、想定しておるところでございます。
- ◎議長(徳永 正道君) 荒川企画政策課長。
- ●企画政策課長(荒川 誠一君) はい。2点目のですね、地域おこし協力隊のですね、募集事務に係る委託 料につきましてですけども、これにつきましてですね、特別交付税の対象になるかということですが、募集 のですね、事務に関わるものですので、交付税の対象となるものと考えております。以上です。
- ◎議長(徳永 正道君) 深水町民課長。
- ◎議長(徳永 正道君) すいません。深水商工観光課長でした。すいません。失礼しました。
- ●商工観光課長(深水 昌彦君) はい。2週間の根拠ということでございましたけれども、まずはその現在のですね、濃厚接触であったりとかっていう期間につきましても、そう当初の2週間から今10日、して最近ではもう5日、3日というふうな具合になってきております。そうしたところも踏まえたところで、大体2週間で、期間が網羅できるんじゃないかというふうに考えております。またこの中止をした場合の経費、キャンセル料につきましてその対象になるかというところにつきましては、現時点ではまだ確認が出来ておりませんので、明確な答えは出来ないというふうに考えております。以上です。

◎議長(徳永 正道君) 町長。

●町長(尾鷹 一範君) はい、今、小谷議員からの御心配の質問ですので、私からも少し補足させていただきたいと思いますが、現在、これだけ感染拡大が広まってますが、県のレベルは2のままです。経済活動なりわいはそのまま継続しながら、感染拡大を防止してくださいということで、いろんな措置を県のほうからお願いされてます。そのことを町のほうも今度もいろんな方法で、町民の皆さんに周知を広げていくところですが、今後ですね、また、例えば県の警戒レベルが3になったり、あるいは蔓延防止等と特別措置が施行されたり、そういうふうな状況がまた変わってきましたら、またその時点で考えていくことになると思います。このまんまレベル2のままでいったときに、特別そういうイベントに対して何の規制もかかってないときに、町民の皆さんたちの意向を判断して、もう町民の皆さんの意見が、もうやめたほうがいいよというよ

うな、見が多いとかですね。町の単独の判断として、判断すべきときの期限を2週間と切ったわけです。1週間であんまりぎりぎり過ぎると思いましたので、2週間前に町としての最終判断をしたいというようなことで、そのようなことにしてます。ただやはり、今後のですね、状況を見ながら進めていきたいと思っております。

- ◎議長(徳永 正道君) いいですか。ほかにございませんか。溝口議員。
- ○議員(12番 溝口 峰男君) ワクチン接種についてお尋ねしますが、第3回の接種で後遺症が出た方々も、おられるわけで。それを考えるときに、第4回が今、接種されている状況でありますが、希望者というのは、やっぱり減少傾向にあるんでしょうか。それと併せてですね。現在の進捗状況ですね、まだ今、予定からすると半分。ちょっと分かりませんが、接種率がどんな状況になっているのかとあわせて、希望者がどしこあって、案内した、例えばその希望日ですね。に対しての案内は、どこまで進んでいるのか。まだ来てないという人たちもおられるわけですけれども、どういう状況なのか、ちょっと御説明いただきたいと思います。
- ◎議長(徳永 正道君) 大藪健康推進課長。
- **●健康推進課長(大藪 哲夫君)** はい。ワクチン接種につきましてでございますが、第3回ですね、3回目 を打たれた方が4回目対象になりますので、その方、全ての方にも希望調査をさせていただきました。で、 対象が6,500名程度だったと思います。希望があったのがですね大体5,000名程度でございました。 そのあとですね、随時、また希望が上がってきておりますのでちょっと数字は動いておりますが、その接種 を始める段階割り振りをする段階ではその数字だったと記憶をしております。で、接種の状況ですが7月か ら8月9月までのだいたいフルにやっておりますので、まだ3分の1もまだ終わってない状況でございます。 一応会場がですが狭もうございますので、人数を絞ってやっております。で、接種率につきましてはですね、 その都度集計を本日持ってきておりませんので、接種率のほうちょっと今日ちょっと回答は出来ません。申 し訳ございません。日を改めましてですね、おつなぎできればと思っております。それから、通知の案内で すけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように7月から9月までの長期の接種の期間とな ります。で、基本は、3回目を打って5か月経過の方が対象ですので、3回目を打たれた方の早い段階で打 たれた方が早く5か月が対象に来ますので、その方々を順に、人数を割り振って通知をいたします。その中 でも、基本3週間前ですね、3週間前には通知が行くようにということで事務担当のほうが、封入作業をし て行っているところでございます。ですので、やはり同じ、以前は同じ行政区の方を一緒にやっておりまし たので、どこどこ地区の方のAさんにもBさんにも来ておりましたが、その会場が狭もうございますので、 同じ地区でもAさんには来ていて、Bさんのほうは次の週にずれていれば、その方に来ていないというふう な形で、その通知が来ているところと来ていないところというのが、状況が出ているというところでござい ます。

◎議長(徳永 正道君) 溝口議員。

- ○議員(12番 溝口 峰男君) はい、分かりました。ところで昨日でしたかサル痘の感染が確認されたようですが、これにつきましては天然痘のワクチンで対応する、できるというようなお話も聞いておりますが、そういった情報をですね、やっぱり町民の不安をあおらないように、間違いない情報を、ここを伝えるっちゅうか、町民に教えるという、そのような方法がやっぱり必要じゃないのかなと思うんですね。やっぱりワクチンが来て今度はまた天然痘かて、やっぱりそういうことがですね、やっぱり町民の不安を一層、深めるようなことではいけないんで、この部分についてはこのような対応ができるんですよというような形は、やはりお知らせ示すべきじゃないのかなと私は考えるんですが、その辺はいかがでしょうかね。
- ◎議長(徳永 正道君) 大藪健康推進課長。

- ●健康推進課長(大藪 哲夫君) はい。はい、情報提供でございますが、サル痘につきまして以前県のほうからですね、医療機関等に情報共有と通知が来ておりました。で、医療関係にはそういう話がございまして、まだこのサル痘についての、県から一般、町民の方向けに広報等の情報の提供がまだございませんので、情報等結局ございましたら、早め早めにですね、町民の方に不安解消と、なりといいますか、正確な情報提供をするように心がけたいと思います。
- ◎議長(徳永 正道君) ほかに補正予算案についての質疑ございませんか。岩本議員。
- ○議員(2番 岩本 恭典君) すいません。9ページの保健衛生総務費に関してですけど、消耗品の中で抗原検査キットの予算計上してあります。この抗原検査キットなんですけど、精度の面ですよね。私がちょっと聞いたのが、医療機器かそういった機関で、抗原検査キットを行って、3回行って、陰性だったと。だけど、そのあとPCR検査を受けたら陽性だったと。いうことで、ちょっとこの精度がどのくらいの精度なのかっていうのは、ちょっと分からないもんですから、それと抗原検査キット中の町が行う職員さんに対する検査の定性検査と、定量検査ってあると思うんですけど、どちらのほうで行っているのか。それと、PCR検査を職員さんに、抗原検査キットじゃなくて、PCR検査を受けてもらうということはないのか。その返のまあ実情を説明してほしいんですけど。
- ◎議長(徳永 正道君) 大藪健康推進課長。
- ●健康推進課長(大藪 哲夫君) はい、抗原キットの精度といいますか性能といいますか、これについてで すが、厚生労働省がですね、抗原検査キットについては、厚生労働省が認めたといいますか、推奨といいま すか、この抗原検査を使ってくださいという定めたキットがございます。会社別に。それらについては、私 どもはやはり厚労省が認めたものでございますので精度的にはあるかと思っております。ただ、その厚労省 が認めていないキットであれば、陽性が出てPCR検査したら陰性になると、そういうふうなものもあるよ うでございますので、市販で厚労省認定されていないのが、なかなか誤差が出るのかなと思っております。 それから職員の検査の体制でございますが、やはり感染が、いわゆる密、近い職員が感染力が、感染の可能 性が高いということでありますので、感染者や濃厚接触者が職員に出ましたら、そこでいつも一緒に仕事を している一つの課ですね、課単位でまず、検査をかけて、そこで、陰性であれば、経過を見て陰性であれば、 それから、役場内には感染が広がらないなというふうに考えております。そこに課の職員に検査したところ また違う職員が、陽性となった場合には、可能性が高いということでまたちょっと広げて、広げてまた検査 をするというふうに、のために抗原検査等は準備しているところでございます。それからPCR検査につき ましては、これは医療機関、薬局ですかね、でPCR検査をするところもございますが、これは予約制であ りますもんですから、役場職員に予約をとって行け行けというのもなかなか難しいということで。ただ、そ こで抗原検査で行って、抗原検査の場合には検査日から翌日まで有効でございますので、まずはそれで2日 間の感染陽性者ではない。陰性というのを確認させていくということで、現在の体制は、ちょっと行ってい るところでございます。
- ◎議長(徳永 正道君) ほかにございませんか。いいですかね。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- ◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第22号は原案のとおり可決されました。
- **◎議長(徳永 正道君**) お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項字句数字その他の整理を要する ものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- **◎議長(徳永 正道君**) 異議なしと認めます。したがって条項字句数字その他の整理を議長に委任すること に決定をいたしました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町議会第3回会議を閉会します。
- ●議会事務局長(山本 祐二君) 御起立ください。礼。

午前11時15分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 9 月 1 日

副議長 森岡 勉

署名議員 加賀山 瑞津子

署名議員 橋 本 誠